

2016年3月22日 財政課からご回答を頂きました。

Q：租税が国税と地方税に区分され、地方税は道府県税と市町村税に区分されています。この「道府県」は「都道府県」ではない、理由を教えてくださいませんか。

A：先日頂戴いたしましたご質問の件ですが、地方税法の法文解釈にあるようです。あくまで、私が調べる範囲での助言ですので、ご確認なさるのであれば総務省に確認されると良いかもしれません。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%81%93%E5%BA%9C%E7%9C%8C%E6%B0%91%E7%A8%8E>

地方税法では道府県税についての規定を都に、市町村税の規定を区に準用するとしています。その上で、市町村税等いくつかの税目は、この準用規定に関わらず都民税として課税されています。その結果、例えば法人の市町村税にあたる税は特別区民税としてではなく、都民税として課税されます。